

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本股関節研究振興財団(以下「この法人」という。)が寄附者及び遺贈者(以下「寄附者等」という。)から金銭又はその他の財産(以下「寄附金等」という。)の給付を受ける場合の取扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金等とは、寄附者等がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程においてその他の財産とは、寄附者等がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等(以下「寄附物品等」という。)で金銭以外のものをいう。

3 遺言に基づいて遺言執行人等により、遺言が執行され、寄附金又は寄附物品等の給付による寄附金等については、遺贈寄付として取り扱うものとする

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者等からこの法人に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容(寄附金又はその他の財産)を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事長又は理事会(重要な財産の場合)の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることとなったときは、当該寄附者等に連絡するとともに、書面により寄附の申入れを受けるものとする。但し、寄附金額が1万円以下の場合には、書面による申し入れを省略することができることとする。

4 前項の書面には、次のような事項を記載する。

(1)寄附者等の住所・氏名

(2)寄附金の額・金銭の種類(現金・有価証券その他)

(3)寄附物品・固定資産の量・種類等

(4)寄附金等については、その用途を限定しない一般寄附金、又はその用途が特別に指定されている特定寄附金の区分を記載する。

(5)その他必要事項

5 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者等に対し受領書を発行する。但し、寄附金額が1万円未満の場合には、受領書の発行を省略することができることとする。

6 遺贈寄附の給付があった場合は、前5項の規定を準用する。

(寄附金の事務処理手続)

第4条 寄附金等をこの法人の基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

(寄附物品等の事務処理手続)

第5条 寄附物品については、この法人の経理規程等に定める手続に従い処理するものとする。

2 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会の決議を得なければならない。

3 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、財産管理台帳等に登載しなければならない。

4 固定資産で登記を要するものについては、寄附者等の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年5月15日から施行する。

附則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年10月25日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月24日から施行する。